

# 長崎国際大学オープンアクセス方針

令和元年 9 月 25 日

研究センター委員会承認

## 1. 趣旨

長崎国際大学（以下「本学」という。）は、社会への説明責任を果たすことを目的として、本学の教育研究活動において作成された学術情報等を広く学内外に公開するために、オープンアクセスに関する方針を以下のように定める。

## 2. 研究成果の公開

本学は、本学に在籍する教職員による学術論文等の研究成果を、「長崎国際大学学術機関リポジトリ」によって公開する。ただし、研究成果の著作権は本学には移転しない。

## 3. 適用範囲

本方針は、本方針施行後に出版又は公表された研究成果に適用する。

## 4. 適用除外

研究成果の著者から公開に支障があるとの申し出があった場合や、公開が適切ではないと判断した場合において、本学は当該研究成果を公表しない。

## 5. 研究成果の提供

教職員は、研究成果をリポジトリで公開することを選択した場合においては、著者最終版を共著者の同意を得た上ですみやかに本学へ提出する。なお、リポジトリ運営に係る事項は、「長崎国際大学学術機関リポジトリ運用指針」に基づき取扱う。

## 6. その他

本方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。